

広島県監査委員告示第一号

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県代表監査委員 赤 木 稔 明

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示

広島県監査委員事務局の組織及び職員の職の設置等に関する規程（平成十六年広島県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「専門員」を「事業調整員」に改め、同条第十一項中「専門員」を「事業調整員」に、「所定の専門事項に関する」を「特定の事業の調整に係る」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。